

虐待に気付いたら、すぐに通報を！

沼田市障害者虐待防止センターからのお知らせ

問い合わせ 沼田市障害者虐待防止センター・社会福祉課
沼田福祉係(東原庁舎内) ☎内線77252

虐待を発見した人の通報が義務化されています

障がい者虐待は家庭、施設、職場などさまざまな場所で見られます。虐待により障がいのある人の権利や尊厳が脅かされることがないように、早期に発見することが大切です。



具体的な事例

◆身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。

◆性的虐待

性的な行為を強要したり、わいせつな行為をしたり無理にさせたりする行為。

◆心理的虐待

怒鳴る、ののしる、無視するなどの侮辱的な言葉や、拒絶するような言葉や態度で、精神的に苦痛を与える行為。

◆放棄・放置(ネグレクト)

食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせない、などによって障がい者の生活環境や身体・精神状態を悪化、衰弱させる行為。

◆経済的虐待

本人の同意なしに(あるいはだますなどをして)財産や年金、賃金を使ったり勝手に使う、金銭の使用を理由なく制限する行為。

沼田市障害者虐待防止センター

市では、沼田市障害者虐待防止センターを設置し、障がい者

人権ってなんだろう～人権課題に対する取り組み～ 「障がいのある人の人権」を考える 心のバリアフリーを目指して・・・

問い合わせ 社会教育課社会教育係 ☎内線3333

市では「障がいがあってもなくても、全ての人が幸せに暮らせる社会・みんなに優しいまち」をつくりたいと考えています。

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す考え方をノーマライゼーションの理念といいますが、この理念が行き渡った社会を実現するには、さまざまなバリア(日常生活を妨げる物理的、制度的、文化や情報、私たちの意識に関わる障害など)を取り除かなければなりません。施設・設備や道具、日用品、社会のルール作りなどでバリアフリー化が進みつつありますが、最も重要なことは「差別や無関心など他人を受け入れられない心のバリアを取り除くこと」です。

ではどうしたらよいのでしょうか。まず、障がい、性別、肌の色、文化、国籍などの違いについて理解して受け入れましょう。そしてその上で、適切な配慮や自然な声掛けなどを実践していくことが大切です。障がいのある人に接したときは、自然な心で、ちょっとした手助けが第一歩となります。「どうされましたか」、「お手伝いすることはありますか」と声を掛けることから始めてみませんか。

虐待の相談、通報、届け出の受け付けを行っています。虐待を受けていると思われる障がいのある人を発見したら、速やかに連絡、ご相談ください。
※通報や届け出をした人の個人情報、守秘義務により固く守られますのでご安心ください。匿名による通報も受け付けます



債権者の皆さまへお知らせ

現在、市で販売している市専用の請求書は、原価の高騰などにより在庫がなくなり次第、販売を終了させていただきます。

今後は、お手持ちの請求書、またはホームページにて様式をダウンロードし、ご使用ください。

◆URL <http://www.city.numata.gu.nma.jp/shisei/keikaku/kaikai/1004183.html>

沼田市HP



問い合わせ 会計局 ☎内線3112・3115

不動産を合同公売します

問い合わせ 税務課徴収対策室 ☎内線3160

市では、税を滞納し納税の意欲がみられない人に対し財産の差し押さえを行い、差し押さえた財産を公売(売却)して売却代金を滞納となっている税に充てています。今回の合同公売は入札方式により片品村、川場村、みなかみ町、利根沼田行政県税事務所と合同で実施します。

とき 12月2日(金)午後2時(午後1時受け付け開始)

ところ 県利根沼田振興局庁舎4階401会議室

物件について 本市の物件は右表のとおりです。公売内容や最低公売価格、公売保証金など、公売物件の詳細は市ホームページ、または本庁舎、白沢・利根支所でご確認ください

持参するもの 公売保証金、印鑑など

※登記簿上の地目が、田などの農地物件の買い受け希望者は、農業委員会が交付する「買受適格証明書」を公売当日に提出する必要があります

※買受適格証明書の交付申請書の受付期間は、9月9日(金)から15日(木)までと、10月11日(火)から14日(金)までになります。期限内に農業委員会事務局へ申請書類を提出してください(詳しくは市農業委員会事務局 ☎内線3240へ)

その他 公売は、中止になることがありますので入札前に実施の有無を確認してください

売却区分番号	物件の表示など(本市の公売物件)		
	所在地	地目・種類	地積・床面積(m ²)
沼田市-1	西倉内町字根岸2890番(ほか1筆) 西倉内町字根岸2890番地(ほか1棟)	宅地	977.79m ² 315.94m ²
沼田市-2	利根町高戸谷字橋場14番1 利根町高戸谷字橋場14番地1	宅地 事務所	587.12m ² 276.38m ²
沼田市-3	恩田町字四釜462番1(ほか1筆)	雑種地	657.00m ²
沼田市-4	下川田町字宮塚1573番	田	2,189.00m ²
沼田市-5	戸神町字金山729番3 戸神町字金山729番地3	宅地 居宅	217.27m ² 84.05m ²

◆市外物件の問い合わせ

合同公売する市外物件のお問い合わせは次へ。

- 片品村住民課 ☎②111
- 川場村住民課 ☎②111
- みなかみ町税務課滞納整理室 ☎②111
- 利根沼田行政県税事務所県税課収納係 ☎②4336

改正農業委員会法について

問い合わせ 農業委員会事務局 ☎内線3240

今年4月1日から改正農業委員会法が施行されました。これに伴い、農業委員会は今までの農地法に基づく許認可業務のほかに、農地などの利用の最適化の推進が重点業務とされました。

◆農業委員会の役割が「農地利用の最適化の推進」として強化されます

従来の農地法に基づく権利移動などに関する許認可事務に加え、農業委員会の重点業務として、農地利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進が、任意業務から必須業務に位置付けられました。

◆農地利用最適化推進委員が設置されます

農業委員会は、農地利用の最適化の推進に取り組む体制を強化するため、農地利用最適化推進委員を委嘱することになります。農業委員会は、区域ごとに農業者などから推進委員の候補者の推薦を求めます。また、広く一般からも公募を行います。

◆農業委員の選出方法が変わります

①公選制から任命制に

農業委員の選出方法は、公職選挙法に基づくものから市長が議会の同意を得て任命する方式が変わります。

市長は任命する際、あらかじめ地域の農業者や農業団体などから候補者の推薦を求めます。また、広く一般からも公募を行います。

②認定農業者が過半数になります

農業委員の過半数は認定農業者であることが求められています。また、農業委員会の所掌事務に関して利害関係のない者を1人以上含めることが求められています。

③女性や青年の登用促進が求められています

農業委員の年齢、性別などに著しく偏りが生じないように配慮することが求められています。

◆改正の適用時期について

農業委員の選出方法の変更、農地利用最適化推進委員の設置については、経過措置により現在の農業委員の任期満了(来年7月)後からの適用となります。

農業委員および農地利用最適化推進委員の推薦・公募の具体的な内容などは、今後お知らせします。